平成２２年（フ）第２１４号
札幌市北区北28条西４丁目３番12号　細川ハイム103号
債務者　上野　孝則
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１５号
札幌市北区北28条西４丁目３番12号　細川ハイム103号
債務者　上野　節子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２８号
札幌市白石区北郷４条８丁目10番16号　アミューズメントハウス102号
債務者　鈴木久美子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５４号
札幌市白石区菊水上町４条２丁目129番地165　カームハウスⅠ―301号
債務者　鈴木　郁子（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７１号
札幌市白石区菊水６条１丁目４番33号　コーポみずほ203号
債務者　佐藤　　章
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７２号
札幌市白石区菊水６条１丁目４番33号　コーポみずほ203号
債務者　佐藤　邦子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７５号
札幌市西区平和１条８丁目２番７号　コーポラス平和201号
債務者　山本　　圭
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９０号
札幌市中央区南14条西11丁目１番30―202号
債務者　遠田　　剛
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０９号
札幌市清田区平岡３条３丁目18番12号　ピアコート平岡Ｂ―103号
債務者　古川　　淳
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１２号
札幌市南区澄川４条１丁目２番17号　第２ハイツ鈴蘭８号
債務者　高橋　義和
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３７号
札幌市清田区清田４条３丁目６番11号　清田サンハイムＦ―202号
債務者　金澤　政信
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３８号
札幌市清田区清田４条３丁目６番11号　清田サンハイムＦ―202号
債務者　金澤　幸枝
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４１号
札幌市白石区菊水８条３丁目５番16号　菊水マンション201号
債務者　江口由美子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５２号
北海道江別市元町11番地の１　Ａ804
債務者　小番　光雄
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１号
北海道網走市大曲２丁目11番15号
債務者　菊地　和美
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第２号
北海道網走市駒場南７丁目13番12号
債務者　髙橋　竜也
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第３号
北海道網走市潮見７丁目13番６―２号
債務者　伊東やす子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係